

円/kWh の契約とすると、約 2,570万円分がグリーン証書として取引されることとなります。

このしくみによる設置者への補填金額は、導入時点での設置価格に基づいて決め、設置価格が低下すれば、補填金額も安くなるようにします。つまり、ある年の設置価格が 50 万円/kWh であった時、補填金額を 8 円/kWh とすれば、実質的に購入電力の価格と同等になります。後年 40 万円/kWh に下がった場合には、これを 2 円/kWh とするように、補填金額を下げていけば設置者の負担は変わらず、設置時期による不公平（先に設置した人が損をする）を解消できます。

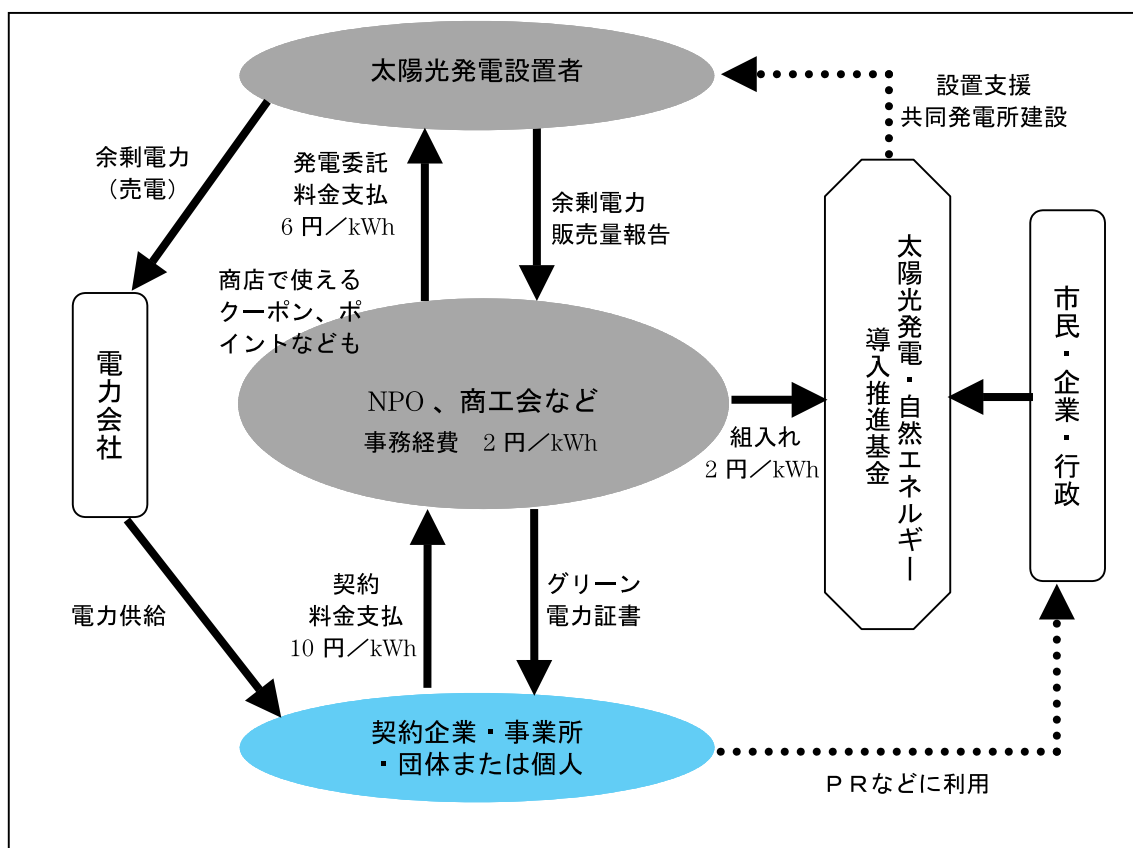


図3 グリーン電力証書制度のイメージ（金額は例）

④ESCO事業（省エネ請負）と結びつけた設置

太陽光発電システムは導入コストが高いため、単独ではコスト回収が難しいのですが、省エネルギー設備の導入を同時に行うことで、トータルではコスト回収できる可能性もあります。こうした省エネルギー設備と組み合わせた設置をESCO事業として行うことも可能と考えられます。もちろん、省エネルギー設備単独で導入した方がESCOの事業性は高くなるのですが、太陽光発電システムを入れたいという設置者に対して、そうしたオプションを用意することも必要です。